

環境局指名業者選定及び推薦委員会設置要綱

(目的)

第1条 環境局が所管する工事請負契約、委託契約その他の契約及び機種等の選定（環境局車種選定委員会要綱によるものを除く。）に係る事務の公正かつ的確な執行を図るため、環境局に環境局指名業者選定及び推薦委員会（以下「指名委員会」という。）を設置する。

(指名委員会の所掌事務等)

第2条 指名委員会は、業者の指名選定又は推薦、機種等の選定、プロポーザル方式に関する事項、及びその他必要な事項を審議する。

2 指名委員会は、第1指名委員会及び第2指名委員会に区分し、それぞれの所掌事務区分、委員長、副委員長及び委員は別表のとおりとする。ただし、関連する複数の案件を審議する場合において、別表の金額基準により委員会区分が異なるときは、両委員長の承認を得た上で、第1指名委員会にて審議することができる。

(委員長)

第3条 委員長は、会務を総理し委員会の議長となる。

2 委員長が事故その他の事由により職務を遂行できないときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の開催等)

第4条 指名委員会は、原則として毎月第2木曜日（休日のときは翌日）に開催するものとする。

2 委員等の召集は原則として、庶務課が行う。ただし、前項に規定する日以外に第2指名委員会を開催する場合は、部の庶務担当課が召集する。

3 指名委員会は、委員長、副委員長及び委員の定数の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、委員長が特に軽易なものと認めた場合又は緊急を要する場合については、持ち回り審議で指名委員会の開催に代えることができる。

4 指名委員会の議事は、委員長、副委員長及び出席委員の過半数により決する。

(事後承認)

第5条 特命随意契約の理由が、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の「緊急の必要により競争入札に付することができないとき。」に基づく案件で、事前に委員会に諮ることが難しい場合において、委員長の承認を得た上で、事後に委員会の承認を得ることができるものとする。

(会議の非公開等)

第6条 指名委員会の審議は、非公開とし、委員長、副委員長及び委員は、審議内容について秘密を厳守しなければならない。

(業者の指名・推薦基準)

第7条 指名委員会が業者を指名選定又は推薦しようとするときは、次の各号に掲げる事項を基準とするものとする。

- (1) 工事請負、製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に登載されていること。
- (2) 市及び他官庁、並びに民間のいずれかにおいて同様の業務等について契約実績を有すること。
- (3) 技術及び施工能力が優れていること。
- (4) 工程管理、資力及び信用状況の高いこと。
- (5) 提案された仕様が優れていること。
- (6) 工事成績の優秀なこと。
- (7) 地理的条件及び手持ち工事等の状況を考慮すること。
- (8) その他必要な事項

(機種を選定基準)

第8条 指名委員会が機種を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項を基準とするものとする。

- (1) 他の機種より性能が優れていること。
- (2) 他の機種より操作が簡単なこと。
- (3) 他の機種より安価なこと。
- (4) その他必要な事項

(随意契約)

第9条 指名委員会が随意契約となる契約業者を選定又は推薦するときは、第7条の規定にかかわらず、契約履行実績その他必要事項を基準とするものとする。この場合において、当該契約と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項各号の規定との関係、見積り合せの実施及び見積り合せ業者の指名選定又は推薦についても審議するものとする。

(関係職員の出席)

第10条 指名委員会において必要があると認めるときは、その会議に関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 11 条 指名委員会の庶務は、環境局総務部庶務課において処理する。

(その他必要な事項)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(環境保全局指名業者選定及び推薦委員会設置要綱等の廃止)

2 環境保全局指名業者選定及び推薦委員会設置要綱、環境保全局指名業者選定及び推薦委員会取扱要領並びに生活環境局委託契約事務取扱要綱は、廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年2月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

別表（第２条関係）

指名委員会の区分	第１指名委員会	
所掌事務の区分	委託、その他契約 ３，０００万円超	
委員長	環境局長	
副委員長	総務部長	
委員	脱炭素戦略推進室長 脱炭素戦略推進室担当部長 環境対策部長 生活環境部長 生活環境部担当部長（廃棄物政策担当） 施設部長 庶務課長 その他委員長が指名する者	
指名委員会の区分	第２指名委員会	
所掌事務の区分	委託	３，０００万円以下（ただし、予定価格２００万円以下の見積合せを除く）
	その他契約	川崎市契約規則第２４条の２に定める額超・３，０００万円以下
委員長	総務部長	
副委員長	審議案件所管部長	
委員	総務部の課長級職員（原則庶務課長とする。） 脱炭素戦略推進室の課長級職員 環境対策部の課長級職員 生活環境部の課長級職員 施設部の課長級職員 その他委員長が指名する者	